

公益財団法人 大泉町スポーツ文化振興事業団

文化事業支援要綱

1. 目的

この要綱は、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団（以下「事業団」という。）定款第4条に規定する地域文化に関する事業を達成するため、大泉町民を対象に実施する文化事業を支援し、地域文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

2. 認定基準

文化事業が次に該当する場合に支援するものとする。

- (1) 大泉町内における芸術・文化の普及、振興に寄与する事業であること
- (2) 援助を受けようとする団体が定例的に開催している事業以外の事業であること
- (3) 営利を目的とした行為を一切しない事業であること
- (4) 入場料や参加費を徴収する場合は、事業団と事業内容、事業経費等協議に応じられること
- (5) 当該事業のポスター・チラシ・案内状を作成する場合は「文化むら支援事業」を明記すること

3. 認定対象要件

次のどちらかに該当するものとする。

- (1) 大泉町内に活動拠点を置き、代表者及び事務局を町内に有する団体（構成員数が10名以上（うち、2分の1以上が大泉町在住）であること）
- (2) その他、理事長が特に認めた団体

4. 認定申請

助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類を4月1日から5月31日までに理事長に提出するものとする

- (1) 認定申請書（様式1号）
- (2) 当該事業収支予算書
- (3) 団体規約、構成員名簿、直近の事業報告書

5. 認定の時期等

毎年6月末日までに認定し、認定書を交付する。

6. 助成金額

認定した事業の活動助成金は150,000円を限度とする。ただし、実施した事業で支出した費用のうち、次の費目に対して補助するものとする。

- (1) 通信運搬費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 使用料

7. 報告

事業終了後、30日以内の実績報告書、収支計算書（領収「助成金相当額分」を添付）を理事長に提出するものとする。

8. 助成金の支払い

助成金の支払いは、提出された実績報告書を精査し、支払うものとする。

附 則

この要綱は、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団の設立の登記の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から適用する